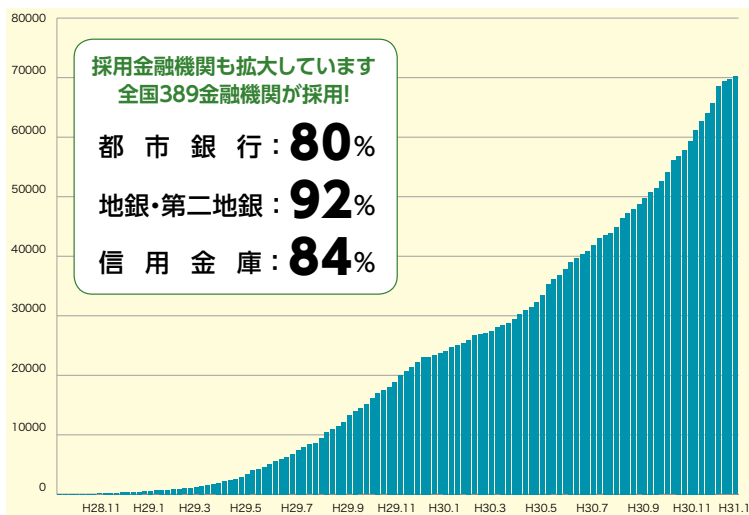


TKCモニタリング情報サービス通信

2019.1 Vol.12

TKCモニタリング情報サービスの 利用件数が7万件を突破!

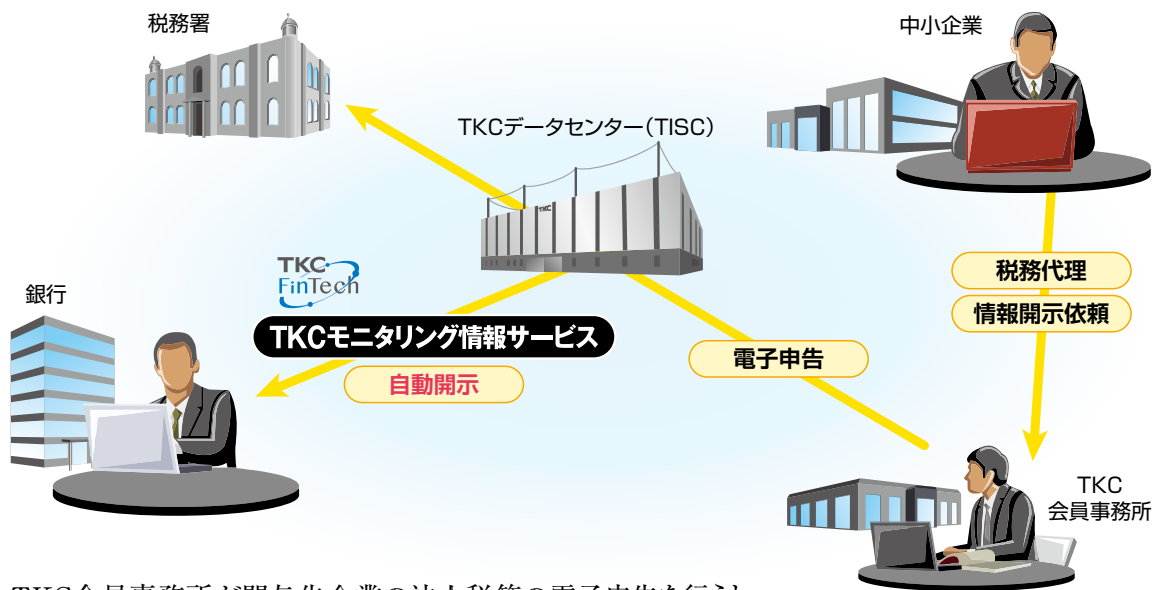


- 経営者保証ガイドラインと専門家たる税理士への期待 … 5
経営者保証に関するガイドライン研究会座長・弁護士 小林信明氏
- “書面添付”を信用評価に活用する意図とは …………… 6
長岡信用金庫
専務理事 丸山順三氏 ほか
- 中小企業金融の円滑化には税理士の力が必要 …………… 9
商工組合中央金庫
業務企画部 岡本泰一郎部長
税理士 木村治司
- 劇的業態転換と金融機関との協調で横浜中華街を救う ……12
アートグループ代表 余凱氏
税理士 塩谷純正
- 商工中金の「対話型当座貸越(無保証)」の推進 ……………14

「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。

TKCモニタリング情報サービスで 決算書・申告書が金融機関に提供される仕組み



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した決算書・申告書等が**自動的**に取引金融機関へ開示されます。

TKCモニタリング情報サービスの内容

▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

▶ 最新業績オンライン開示サービス(開発中)

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

▶ 【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

▶ 【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

TKCモニタリング情報サービスからダウンロードしたデータ(XBR LまたはCSV形式)をご利用の決算書入力システムに取り込むことで、決算書データの手入力やOCR処理にかかる作業負担を軽減できます。

■連携サービスを提供している決算書入力システム(五十音順)

『CASTER』 三井情報株式会社

http://www.mki.co.jp/biz/solution/financial/credit_business/caster/index.html

お問合せ先：金融・コンタクトセンター営業本部 金融第一営業部 地域営業室 川合様
TEL：03-6376-1114 E-Mail:regionalbank-sales-dg@mki.co.jp

『SCORE LINK』 TIS株式会社

https://www.tis.jp/service_solution/yoshin/

お問合せ先：フィナンシャル事業企画部 SCORE LINK営業担当様
TEL：TEL:03-5337-4297 E-Mail:scorelink@ml.tis.co.jp

『決算書リーディングシステム』 株式会社情報企画

http://www.jyohokikaku.co.jp/system/system_kessanshoreading.html

お問合せ先：大阪営業部 真田様
TEL：06-6265-8530 E-Mail:sanada@jyohokikaku.co.jp

TKCは銀行APIへの対応を進めています。

TKC会員の関与先企業が利用するTKC会計システム(FXシリーズ)には、インターネットを利用して金融機関から取引データを自動受信できる機能が搭載されています。当機能は99%超の銀行(法人口座)に対応しており、1万社を超える利用実績があります。TKCでは、当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIとの連携を進めており、すでに左記の金融機関との連携が完了しています。

●API連携済み金融機関

- 常陽銀行(法人)
- みずほ銀行(個人)
- 三井住友銀行(個人)
- 横浜銀行(個人)
- 七十七銀行(個人)
- 足利銀行(個人)
- 北海道銀行(個人)
- 京葉銀行(個人)

※平成30年12月末時点



①取引明細取得依頼 ④取引明細受信



②取得 ③提供



■TKCの銀行API対応に関するお問合せ先
株式会社TKC システム開発研究所 技術研究・開発支援センター 海来達矢
TEL: 0268-648-2111 E-Mail: api.fintech.banks@tkc.co.jp

金融機関の皆さまに

ぜひ、**ご理解いただきたい！**

ことがあります。

私たちが実践する

税理士法第33条の2に基づく添付書面
で、決算書の品質の高さを確認することができます。

書面添付制度は、税理士が法人税申告書等の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにするものです。法人税法第74条の確定決算主義の下では、この税理士による「税務申告書の適正性の表明」は、その前段階にある決算書の信頼性を保証することにつながります。いま、この制度は、中小企業の決算書の品質を確認できる法的制度として注目を集めています。

決算書の品質の高さを確認

電子申告完了済 法人税 確定申告書(2023年) 2023年4月1日 申告済 申告済(2023年)2023年

法人税・地方税 確定申告書 1 2023年 4月 1日 申告済 2023年

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (33条2)

項目	内容
1. 添付書面の作成	本添付書面は、税理士が法人税申告書の作成に際し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を明らかにするものとする。
2. 添付書面の添付	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
3. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
4. 添付書面の保存	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
5. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
6. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
7. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
8. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
9. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
10. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。

項目	内容
1. 添付書面の作成	本添付書面は、税理士が法人税申告書の作成に際し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を明らかにするものとする。
2. 添付書面の添付	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
3. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
4. 添付書面の保存	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
5. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
6. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
7. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
8. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
9. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
10. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。

項目	内容
1. 添付書面の作成	本添付書面は、税理士が法人税申告書の作成に際し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を明らかにするものとする。
2. 添付書面の添付	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
3. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
4. 添付書面の保存	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
5. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
6. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
7. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
8. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
9. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。
10. 添付書面の開示	本添付書面は、法人税申告書の添付書類として添付するものとする。

TKC全国会会員は、毎月関与先を訪問して行う巡回監査(注)と月次決算の実践を義務としています。この際には会計専門家が毎月の巡回監査時に収集・確認・整理した事項のうち、重要性の高い勘定科目について内容を詳細に記載します。

(注)巡回監査とは、会計資料ならびに会計記録の適法性、正確性および適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、指導することです。

この際には、決算書・申告書および勘定科目内訳明細書等から前期と比較して顕著に増減した事項について、事業内容や業況などが把握できるよう、増減金額や前年比率を用い、その理由を明確に記載します。また滞留債権の状況等も記載します。

会計処理の変更をすると、これに関連する勘定科目の金額が前期と比較して顕著に増減することがあります。例えば、①消費税の経理処理を税込み経理から税抜き経理に変更②減価償却方法の変更等です。このような会計処理の変更と変更の理由を具体的に記載します。

相談事項(課税所務量の算定に際して重要性が高いもの)のうち、特に重要な事項について、①どのような相談を受けたか②どのように回答したのか③それがどのように申告書に反映されているのか——を記載します。

総合所見において、①税理士の関与状況②申告書作成に当たり留意した事項③原始記録の保存状況④日々の会計処理の状況⑤内部牽制⑥巡回監査時の指導の状況——等を記載します。また、税務的事項として、「中小会計要領」に準拠した計算書類であることや代表者の納税意識・遵法意識を記載します。

TKC全国会による書面添付制度概要(2023年) 第4版 TKC全国会発行より抜粋

この添付書面は、関与先企業経営者の了解に基づき、TKC全国会に所属する税理士・公認会計士から「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に提供しています。詳しくは、TKC全国会の会員へお問い合わせください。

TKC全国会とは
TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の永続的繁栄に貢献することを目的として結成された、わが国最大級の職業会計人集団(全国1万名超の税理士・公認会計士のネットワーク)です。



TKCモニタリング情報サービスについてはこちらから▶



経営者保証ガイドラインと専門家たる税理士への期待

適時正確な情報開示等を求める

我が国の中小企業数は381万社で、全国の企業数の99%、従業員数で70%を占めるといわれている。まさに中小企業は日本の社会・経済の基盤を支える重要な存在であり、それらの健全な経営の実現は社会的な要請である。

多くの中小企業は、経済活動を営むうえで金融機関からの融資を受けることが必要となるが、金融機関から借入



経営者保証に関するガイドライン
研究会座長・弁護士
小林信明

小林信明

との指摘がなされてきた。

このような状況に鑑み、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン」が策定、公表され、平成26年2月1日から本ガイドラインの適用が開始された。本ガイドラインの作成には、中小企業庁や金融庁が深くかわっており、法的拘束力はないものの、中小企業、その経営者、金融機関が強く尊重・遵守することが期待されている。

本ガイドラインは、大別すれば、①経営者保証に依存しない融資の促進、②既存の経営者保証の見直し、特に、近時大きな社会的課題となつて

いる事業承継（経営者交代）時の対応、③経営者保証債務の履行を受ける際の債務整理の促進——の三つに分かれる。本ガイドラインは、①ないし③について、中小企業側に、ア)財務基盤の強化の他に、イ)企業と経営者との関係の明確な区分・分離（経営の規律付け）と、ウ)財務状況の明確な把握、適時適切な情報開示を求めている。

その背景には、中小企業はオーナー経営の場合が多く、株主総会、取締役による経営の監視機能が期待できず、残念ながら、経営者家族の不当な報酬計上、法人資産・費用の個人利用などの例も少なくないため、金融機関とし

ては、経営規律や透明性確保の観点からも、経営者保証が必要なのだという見解があることがある。逆にいえば、経営の規律付け（適切な会計処理）や適時適切な情報開示が実現されれば、経営者保証を求めなくても良いという金融機関は多いものと思われる。

ガイドラインを踏まえた経営指導を

中小企業にとって、経営の規律付け（適切な会計処理）を行い、金融機関に適時適切な情報開示を行うことは、金融機関との信頼関係を構築する基礎となる。この信頼関係は、前述の個人保証を求めないことに限らず、経営改善、事業再生など様々なステージで、金融機関の誠実な対応を期待できる前提となり、中小企業や経営者の利益に繋がるものである。もともと中小企業にとって最も親しい専門家は税理士であるため、税理士が専門家として経営者その方向に指導することが強く求められるところである。その観点から、TKC全国会が提唱している、「書面添付制度」、「TKCモニタリング情報サービス」の拡大は重要と考えられる。これらが実現できれば、金融機関としては、適切な会計処理や適時適切な情報開示が十分なされているとの評価に繋がろう。中小企業の健全な経営実現のためにも専門家たる税理士への期待は大きい。

を行った中小企業のうち86.7%の経営者が個人保証の提供を行っている（中小企業庁による平成24年度アンケート調査）。

経営者保証は、中小企業の資金調達

金融機関を味方に!

企業と金融機関、税理士が三位一体となって経営改善にあたるという「方向性」は、もはや既定路線となってきた。本誌においても度々取り上げてきた。今特集では再び、現場で試行錯誤するキーマンたちに話を聞き、その方向性の可能性について探ってみた。(構成/本誌・高根文隆)

PART 1 長岡信用金庫

“書面添付”を信用評価に活用する意図とは

茂澤 長岡信用金庫さんとTKC
会員税理士は古くから交流会な
どで親交を深めてきましたが、昨
今、あらためて、より強固な連携
体制を敷き、地元の中小・零細企
業を存続・発展させていこうと動
き出しています。

丸山 非常にありがたい話だと思
います。そもそも歴史的に見て、
金融機関と税理士はそう近い間
柄ではなかったのは周知の通りで
す。しかし近年、中小・零細企業
受難の時代に、そんな悠長なこと
は言ってもらえません。お互いの意

見をぶつけ合い、関与先企業を底
上げするという同じ目的に向けて
邁進する必要があります。

石田 これまで、中小企業の決算
書は信頼したいなどという声も
散々聞かれました。そんななかで
TKC会員税理士は「中小会計要

領への準拠」「記帳適時性証明書の
発行」そして「書面添付」という
三種の神器で、決算書の真正
性を担保してきました。とくに書
面添付は、TKC全国会が創設以
来普及につとめてきたものです。
その書面添付(制度にもとづく添

付書面)を長岡信金さんでは支店
だけでなく、本部での実態把握に
も活用されているとか。

山田 税理士法に基づく書面添
付については、数年前までは正直
あまり明確な認識はありませんで
した。しかし、よくよく見させて

いただく、これは使えると……。
顧問税理士が企業の申告書の適正
性を「職を賭して」証明している
ところに高い信頼性を感じます。
内容に誤りがあれば罰せられるわ
けですからね。



長岡信用金庫

- ◎専務理事 丸山順二
- ◎常勤理事 本店営業部長 中島支店長 山田敬司
- ◎審査部経営支援課課長 行方健一郎
- ◎税理士 茂澤直樹
- ◎税理士 石田直樹

書面を拝見しましたが、非常に参考になりました。たとえば、前年よりも大幅に増減している勘定科目における内容と理由、特損の詳細と確認内容、あるいは、法人と経営者の資金・資産の関係性、両者の資金のやりとりの詳細、役員報酬の合理性など、決算書だけでは分かってにくい、その会社の実態が分かる内容が記載してありました。これはわれわれにとって非常に有効な判断材料になります。

融資判断への有効な資料に

茂澤 添付書面とはもともと、税務署に向けて開示すべき資料なんです。つまり、添付書面の記載事項に不明点・疑問点がなければ、税務調査が免除される可能性が高まるのです。

茂澤 長岡信金さんが、本部において融資審査、企業格付けに添付書面を活用されているのはどんな理由からでしょうか。

丸山 前述した通りです。われわれが個別に聞き取りしにくい細かい部分まで記載してあるので、当該企業の実態がある程度分かるし、それをもとに経営者に効果的なヒアリングをすることもできます。

丸山 前記した通りです。われわれが個別に聞き取りしにくい細かい部分まで記載してあるので、当該企業の実態がある程度分かるし、それをもとに経営者に効果的なヒアリングをすることもできます。

石田 税務署が信頼できる書面だと認めたということは、当然、金融機関にとつても信頼できる書面であるとわれわれは考えています。ぜひ、金融機関の方々にも企業の信用評価の判断材料にしてい

ただきたいですね。

茂澤 T K Cの会計システム（F Xシリーズなど）は、遡及的修正

（加除・訂正）ができない（修正を行った場合は履歴が残る）という特性があり、それが大きいと思います。また、税理士の巡回監査にもとづいた月次決算を積み上げるスタイルなので、決算書と申告書がシームレスでつながっており、提出機関によって決算書を変えることなどできません。

石田 長岡信金さんの決算書評価の流れを教えてください。

行方 本部の決算書リーディングシステムによって、ざっくりとした資料をつくり、それを支店に流して中身を精査・修正・評価する形です。その際、信金中央金庫の信用リスクデータベース（SDB）と照らし合わせながら信用格付けや事業性評価の部分を決定します。

丸山 そのプロセスでは、定性評価、商流、業務フローなどを意識したローカルベンチマークシート※を作成して、最終判断へと至るわけですが、そのへんは細かな取り

決めるはなく、さじ加減の部分もありません。

茂澤 そんななか、添付書面の位置づけは？

丸山 支店長が添付書面の細かい内容を見て、各企業の経営状況を判断します。それから、融資などの稟議時に、決算書等と一緒に、添付書面も上がってきます。T K Cの先生方のような細かい書面を提出する税理士はいませんから、有効な資料として活用させていただいています。

行方 勘定科目明細書を出さない会社とか、役員報酬などの知られたくない部分は省いて提出される方とかおられますからね。そういう会社の決算書は、T K Cと違ってもの足りない感じがします。

経営者保証解除への入り口

茂澤 いろいろな金融機関の方からはよく、「決算書はあるのに申告書がない」会社が多いと聞きます

茂澤 いろいろ金融機関の方からはよく、「決算書はあるのに申告書がない」会社が多いと聞きます



丸山順三専務理事



山田敬司常勤理事



行方健一郎課長



茂澤直樹税理士



石田直樹税理士

※ローカルベンチマーク
企業の経営状態の把握するツールとして経営者と金融機関・支援機関等
双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組み。事業性評価の入口
として活用されることが期待されるもの

長岡信用金庫

本店	新潟県長岡市大手通2-4-7
拠点数	17
預金	2029億円
貸出金	861億円

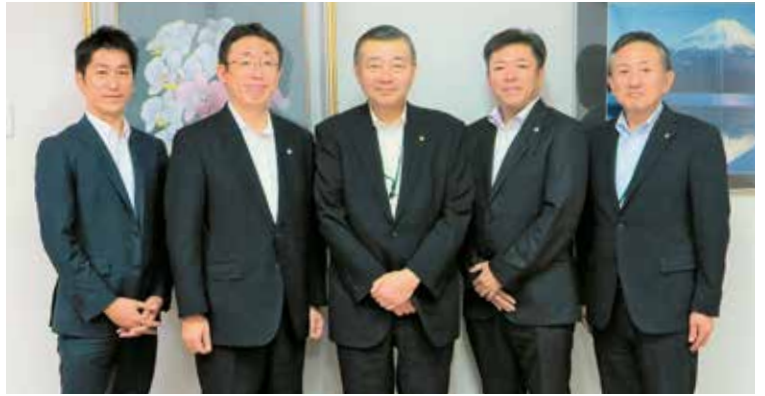
※「書面添付制度」とは

税理士が申告書作成にあたり次のような項目について、添付書面に記載します。

- ① 関与先にどのような資料、帳簿類が備え付けてあり、どの帳簿類を基に計算し、整理し、申告書を作成したか。
- ② 今期大きく増減した科目の原因及び理由。
- ③ 関与先からどのような税務に関する相談を受け、回答したか。
- ④ 税理士として関与先の申告書内容について、どのような所見を持っているのか。

書面添付をすると、調査対象となる前に、税理士に記載内容についての意見を求められることがあります。これを「意見聴取」と言います。この意見聴取で疑問点が全て解決できれば、調査省略となります。また、調査に移行したとしても、既に調査を行うテーマが分かっており短時間で終了するのが殆どであり、税理士・関与先ともに負担が軽減されます。

日本税理士会連合会「書面添付制度をご存じですか？」より引用



◎金融機関を味方に!

す。これはA銀行用の資料、これはB銀行用という感じで作り分けられているでしょう。

丸山 そう。残高証明書でさえ、つけている企業は少ないというのが実情なので、現預金もアバウトだと思いますよ。

行方 社長から頼まれて粉飾を行うのは、税理士の先生方にとってもリスクです。

TKCさんの場合は、それができないシステムになっている上に「TKCモニタリング情報サービス」という、オンラインで会計事務所から直接金融機関に月次試算表や年次決算書が送付されるサービスも展開されていますよね。

同サービスは、データの一部だけを抜いて送るなどという細工がでないもので、とても透明性が高いと思います。

茂澤 われわれは、毎月、「巡回監査」と名付けて企業にお邪魔し、全ての仕訳とその基となった領収書・請求書・納品書等の証憑書類を突合しているの、添付書面に書くべき事項はその場でコピーして蓄積しています。さらに、取引先別の残高、月々の売掛金などの推移も見ながら疑問点は経営者に質問し、そのデータを積み重ねています。そうしないと、添付書面は作成できないのです。

石田 ある有力地銀では、「TKCモニタリング情報サービス」による決算資料の提供を条件とした上で、添付書面に「法人と経営者本人との資産・資金の分離」などの記載があれば、経営者保証免除の可能性が高くなることを明言されています。これについてはどう思われますか。

行方 金融庁の意向もあり、当庫も含め、金融機関がかなり経営者保証解除のバーを下げている印象があります。しかし、解除するにはやはり「情報」が必要。ローカルベンチマークシートをすべての

取引先を対象に作成できれば良いのですが、それはマンパワー的に無理でしょう。だとすれば、部分的でもいいから、その内容を添付書面に書いていただければありがたいですよ。

石田 TKCのシステムにもローカルベンチマークシートを作成する機能があり、これは経済産業省のフォーマットに独自の指標を加えたものになっています。

ところで、長岡信金さんでは、TKCの取り組みに対応して、経営者保証を免除されるというような施策を将来的に考えていただける可能性はありますか。

丸山 もちろんあります。金融庁もそういう方向性を示しているわけですからね。ただ、メガバンクや有力地銀に比べて、信金・信組にとっては対応が難しい部分もあります。というのも、われわれの取引先は零細・中小がほとんどで、法人と個人の分離がいまいいなどところがまだまだ多いからです。しかし、添付書面に、それらの条件がある程度クリアする内容を記載いただき、さらに顧問税理士を交えた検討会を行った上で経営者保証を外す、などといった取り組みは今後十分に考えられると思います。◎

中小企業金融の円滑化には税理士の力が必要

◎商工組合中央金庫業務企画部 岡本泰一郎部長 × ◎税理士 木村治司

木村 いま、中小企業金融は担保・保証に過度に依存しない、あるいは事業性を考慮しながら融資するといった方向性へと転換しつつあります。商工組合中央金庫（商工中金）さんは、どのような役割認識、あるいは方針のもとで顧客支援に取り組みられているのでしょうか。

岡本 当金庫は昭和11年に設立され、現在、各都道府県に最低ひとつ、国内100拠点、海外4拠点を展開しています。一昨年に発覚した危機対応業務での不祥事を真摯に反省し、商工組合中央金庫法の第一条にある「金融の円滑化」をキーワードに原点回帰を図ろうと役員一丸となって取り組んでいるところですよ。



本業支援をしっかりと実践

木村 具体的には？
岡本 基本的にはお客さまの悩みを把握し、それを解決するために何が必要かを考えること。そして、しっかりと会話しながら信頼

関係を構築すること。いわゆる事業性評価への取り組みも重要です。つまり、事業をよく理解した上で、課題解決へのソリューションを提供する。これらを愚直に行っていくことがわれわれの役割だと考えています。
企業には創業期、成長期、円熟

期などさまざまなステージがあり、そのときどきの課題をしっかりと共有しつつ、当金庫のノウハウや海外を含めたネットワークを活用しながら支援していきます。

また、商工中金が調整役も積極的に買って出る局面も今後より増えてくるのが予想されます。

さらには、財務改善、事業再生、事業承継、生産性向上、新事業への展開といったお客さまの本業支援の部分にしっかりと対応していくことも課題の一つです。そのため

には、税理士の先生方をはじめ外部の専門家の方々の知見を縦横に活用させていただきながら中小企業の企業価値向上に貢献していきたい。
これらの施策を推し進めることが商工中金の新たな一歩になると考えています。

木村 調整役とおっしゃいましたが具体的にはどのようなことが考えられますか。

岡本 たとえば、企業再生には地方銀行、大手行、信金・信組などさまざまな形態の金融機関がかかわりますが、必ずしもベクトルが同じとは限りません。そこで中立的な立場で商工中金が調整役として入れば、スムーズに行くケースも当然出てくると思います。

木村 それは融資の場合にも言えますか。

岡本 シンジケートローン（協調融資）などのケースで、当金庫が主導的な立場でお声がけをする場合もあります。

「情報の非対称性」解消へ

木村 商工中金さんは、「TKC モニタリング情報サービス」を非常に精力的に活用（利用件数全国3位）されています。どのような点を評価しておられますか。

岡本 この8月末で利用が1200件を超えました。このサービス

が素晴らしいのは「信頼性の高い決算書や試算表をスピーディーかつ効率的にご提供いただける」という点です。これまでだと、お客さまの経営データを取得するためには先方に向く必要がありました。その場での確認となると、なかなか突っ込んだお話しはできないこともあります。

一方、同サービスでは、タイムリーにオンラインで資料をいただくので、事前に内容を拝見・吟味し、お客さまのニーズに思いをはせながら仮説を立てた上で、経営者と密度の濃いお話をすることができます。

木村 ある金融機関の融資担当者は、決算書の原本をいただくのは持ち帰る途中や保管の際に紛失のリスクがあるので怖いと言われていました。

岡本 おっしゃる通りですね。原本ではなくコピーであっても同じで、なくせば大変なことになります。その意味でもオンラインでの経営データの取得は非常に意味があります。

それと、中小企業は大企業に比べて経営資源が限られており、自社の財務情報の管理などになかなかコストをかけられません。した

がって、金融機関にとつて中小企業

業の決算書はそのままでは利用しにくい面があります。売掛債権や在庫、減価償却などをつぶさに点検する必要があり、時間がかかり

ます。TKCさんではいわゆる「三種の神器」※によって、そのところをサポートいただいているという印象です。少し難しく言うと、お客さまと金融機関の「情報の非対称性」の解消に一役かっ

たいているということですね。
木村 ところで、岡本部長はお客さまの資料にTKCのマークを見るとほととされた経験をお持ちでしょうか。

岡本 はい。以前、ある支店の支店長をつとめていたころ、TKCの資料は分析が緻密で、なにより財務データの点検を行ったときに精度が非常に高い。そのイメージがあるので、TKCのマークを見

るとほととしてました。

木村 われわれTKC会員税理士は、毎月、巡回監査・月次決算を行い、伝票を1枚1枚確認し、その積み重ねが試算表、決算書となります。

そのプロセスの結果を証明するのが書面添付なんです。科目の内訳書に關しても、少額でも全ての取引先が記入されている。そういったものを評価していただけているのではないかと……。

岡本 その通りです。

無担保無保証の当座貸越

木村 さて、今回の「対話型当座貸越（無保証）」という新商品を出された経緯を教えてください。

岡本 先ほど話題となった「TKCモニタリング情報サービス」の存在が大前提としてあります。ありがたいことに、この1年3カ月で利用が1000件をはるかに超えています。そこで、このサービスを利用してお客さまとのウインウインの関係を築くことはできないかと考えた結果、「対話型当座貸越（無保証）」の創設に行き着きました。

木村 具体的特徴は？

岡本 3点ほどあります。まず、



※三種の神器
中小会計要領への準拠・記帳適時性証明書・書面添付

融資形態を専用当座貸越としている点です。借入れ専用の枠を設け、一定の金額以内であれば、審査手続き等でお時間をいただくことなく伝票1枚で借入れが可能。急な資金需要にも対応可能であるなど使い勝手の良い商品です。また、貸越枠の更新は1年ごとに行うため、定期的なモニタリングにも適しています。

二つ目は年1回、お客さまとTKC会員税理士、商工中金の3者で面談を行う点です。1年間を振り返って、事業の概況と今後の見通しを共有する場ですね。TKCの会員先生に参加いただくことに

「対話型当座貸越（無保証）」の概要

★申込み法人の条件

- ①TKC会員となって3年以上経過している会員が2年以上巡回監査を実施
- ②「TKCモニタリング情報サービス」によって以下の帳表を提出
 - 決算書等提供サービス
基本帳表、オプション帳表（中小企業会計要領チェックリスト、直近決算期の「◎」が6個以上の記帳適時性証明書、添付書面）
 - 月次試算表サービス
基本帳表（半期ごと以上）
- ③直近決算期が経常赤字かつ資産超過、または経営改善計画（「継続MAS」利用）を提出

★利用期間中の要件

- ・当該企業、TKC会員、商工中金の3者が、事業概況・必要金額の見直しについて対話（会議）を行うこと（年1回）
- ・「TKCモニタリング情報サービス」により帳表を提出すること

★融資金額

極度1000～3000万円

★無担保無保証

※融資を受ける際には、商工中金からの所定の審査が必要

大きな意味があります。われわれもリレーシヨシップバンキングのかけ声のもと、できる限り現場に足を運んではいませんが、日常的に経営者に密着しておられる税理士先生にはかないません。悩みを含めて本音を言い合える関係性をつくっておられる税理士先生は、たとえ経営者にとって耳が痛いことでも進言することができます。われわれは、そのような関係性のないかに参加させていただくことで経営者の本当のニーズを吸い上げたいと考えています。それこそが事業性評価そのものでしょう。

三つ目は、経営者保証を不要としていることです。これには当金庫内でもいろんな議論がありました。だが、結果的に入り口の部分で不要としました。背景には経営者保証が中小企業の事業承継を難しくしているという実態があります。国の方針である「経営者保証ガイドライン」の通り、私どもでも経営者保証に依存しない融資に



木村税理士

取り組んでいます。ちなみに当金庫の長期融資は、足もとで年間約3分の1が無保証となっています。ガイドラインには要件がいくつかありますが、やはり信頼できる財務情報をタイムリーに提供いただけることがベースとなります。決算書だけでなく期中の情報もです。TKCモニタリング情報サービスはこの要件をクリアすべき最適なツールだと考えています。

木村 この商品には戦略的な意味合いもあるようですね。

岡本 中小企業金融に特化した戦略的な取り組みの一環だと考えています。この商品によって社会的インパクトを与え、適時・適切な財務管理の意義を知ってもらうきっかけにできたら良いですね。

「数字は嘘をつかない」

木村 さきほど話題にのぼった、金融機関の外部専門家との連携の必要性についてですが、もう少し詳しく、考え方を教えてください。岡本 金融機関も税理士の先生方も、目指すゴールは同じ。お客さまの課題解決なんだと思います。これまで私どもはともすれば商品を提供することばかりにかまけてお客さま視点が欠けていたとこ

ろがありました。それはマインドの部分だけでなくマンパワー不足など物理的な要因もあったのかもかもしれません。しかし、外部機関と協力すればそれを補うことも可能です。とくに会社の通信簿でもあり、社長の成果でもある財務情報を分析すれば、その会社の強みも課題も分かります。数字は嘘をつきません。

ところが、その数字は本当に正しいのかという問題があります。TKCの税理士先生方は、毎月の巡回監査で月次決算を積み上げておられるので、関与先企業への入りこみ方が深い。経営計画やローカルベンチマークを策定するツールもお持ちです。さらに、書面添付という決算の信頼性を担保する取り組みも実践されている。われわれとしてはそのノウハウを活用させていただきたいということです。そうすれば現状よりもお客さまの課題にタイムリーに対応していけるでしょう。さらにいえば、繊細な心配りが必要となる事業承継の分野においても、企業との密着度の高い税理士先生方と今後より緊密に連携していくことで、経営者保証解除の問題も含めて成果が期待できると考えています。●

劇的業態転換と金融機関との協調で横浜中華街を救う

横浜中華街に本拠を置くアートグループ。株式会社アートを中心に、不動産事業や中華料理店を5社で運営している。代表の余凱氏は、横浜中華街発展会共同組合の副理事長もつとめる街の有力者だ。

「横浜中華街の昔の栄華を取り戻すことが、私の重要な仕事のひとつです。この街をどうにかして立て直したいという思いが、現在の当社の業容につながっています」と余社長は言う。



余凱社長(右)と塩谷純正税理士

日本の会社より先に購入して、店舗として再生させることが私の目標となりました。現在は6店舗を運営していて、そのうち2店舗は直営店です」

カーペット↓マンション↓中華街店舗と極めてダイナミックな転換を短期間に成し遂げた余社長。創業時から同社の税務を見ているソシアス税理士法人の塩谷純正税理士はこう述懐する。

「カーペットから不動産業に転身されたときは正直驚きましたし、周囲からも止められたと聞いています。しかし、そこは余社長の決断力が勝ったということでしょう」

とはいえ、余社長は決して無謀な経営者ではない。現在、グループ5社で九つの不動産を運営しているが、それもこれも計数管理を精緻に行うため。それぞれの会社にTKCの自計化ソフト『FX2』を導入している。塩谷税理士は言う。

「当事務所のそれぞれの担当が、毎月巡回監査・月次決算を行っています。部門別(店舗別)管理を行っているようなものです。社

周囲の制止を振り切る決断力

中国で大学卒業後まもなく、ブルまったただ中の1988年に来日した余社長。大阪の大手百貨店でカーペットを販売する毎日。それなりに楽しい生活を送っていたが、阪神大震災をきっかけに横浜へ。大阪時代に蓄積したノウハウ

を使いカーペット販売業を始める。富裕層をターゲットに、イランやトルコ、中国の天津などから高級手織りカーペットを輸入・販売。年商2億円を売り上げるまでに。「あまりもうけようという意識は

なく、弟とのんびりやってました。自然と人脈が広がり、それが後の不動産業につながったのだと思います」(余社長)

リーマンショック後、景気の低迷と生産地の人件費上昇など逆風にさらされるやいなや、潔く撤退。在庫を処分して約1億円、銀行からも融資を受けて計2億円余りの資本金をつくり、不動産事業へと転身。このあたりは余社長の楽天性とフットワークのたまもの。

当初は会社を六つ設立して、それぞれ一つずつ、六つのマンション

ンを購入。家賃収入で順調なスタートを切ったが、余社長の胸中は複雑だった。

「事業としては安定しているのですが、おもしろくない。そんなときに中華街の衰退が目に入ったのです。私に何かできないかと考えました。そこから苦労の始まりでした(笑)」(余社長)

まず、中華街に一つ目の店舗ビルを購入。内装と合わせると約2億円かかった。このとき、マンションを2棟売却。

「頑張つて中華街の不良物件を、

※ TKCモニタリング情報サービス

1 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービス。

2 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービス。

3 最新業績オンライン開示サービス（開発中）

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービス。

早期経営改善計画提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKCモニタリング情報サービスを通して金融機関へ早期経営改善計画やローカルベンチマークのデータを提供するサービス。

看板店『桂宮』の豪華な店内と外観



長はその結果を見ながら、迅速な経営をされている。展開の速い会社なのでキャッシュフローの把握が最重要課題。そこにお応えできるようにしているつもりです」

余社長が続ける。

「当社は財務管理は安心してソシアス税理士法人さんに任せています。金融機関からちよつと難しいことを要求されたら、『顧問税理士に聞いてくれ』と（笑）。本当に頼りにしています」

「これはダメだと、ソシアスさんに統一しました」

金融機関との関係性という意味では、昨年導入した「TKCモニタリング情報サービス」の利便性を実感していると余社長は言う。

「月次試算表と年次決算書が、ソシアスさんからオンラインでリアルタイムに金融機関に送付されるので、これまでのように融資をお願いするたびに資料をそろえる必要がない。先方も、私の顔色を見ながら資料提出を依頼するのは嫌だったでしょう（笑）。その意味でも非常に助かっています」

さらに余社長は続ける。

「このサービスの導入によって会社の透明度が上がり、金融機関も不信感が薄れたようです。以前は融資を依頼する際に提示したデータをみて担当者が不安がり、断られることもありました。事業の性格上、負債が多いからでしょうけど、やはり実態が正確かつタイムリーに伝わっていなかったのが大きかったのだと思います」

しかし、TKCモニタリング情報サービス導入後は状況が一変。

「当社と金融機関の関係性は、今が一番良い状態ではないでしょうか」と余社長は言う。

同サービスの対象はメインの横浜信用金庫とサブ銀行2行。「気の合わない金融機関の担当者とも、必要以上に顔を合わせなくていいのもありがたいですね」と余社長は冗談ぽく笑う。

中国と日本の架け橋に

塩谷税理士は、そんな余社長の印象について「われわれの提案するものはほぼ受け入れていただいております。とても良いお客さまです。とくにTKCモニタリング情報サービスについては、同社のダイナミックな業態にフィットしたと感じています」という。

最近では、貿易事業（日本の生活雑貨輸出）や食材の卸事業（米、エビなどの中華料理店への供給）にも進出。売り上げの大幅かさ上げが見込まれ、今年度の売り上げは約25億円（昨年度の3倍）を見込む勢い。緻密な計数管理を土台にししながら、余社長の手腕が冴え渡りつつあるという印象だ。

さて、今年11月1日～30日（メインイベントは22日、23日）に、第11回美食節横濱中華街フードフェスティバルが開催される。今回初めて大通りを大々的に開放し、贅をこらした食の祭典となる。余社長も、このイベントに深く関わり、中華街復活の起爆剤にしようと思込んでいる。

「当社は中華街の復活・発展を目指していますが、将来的には中国と日本の架け橋になりたいですね。そのため、人材あつせんやホテル事業、老人ホーム事業などへの進出も計画しています」

なんとバイタリティーあふれる経営者である。

アートグループ（株式会社アートほか4社）

設立 1995年11月
所在地 神奈川県横浜市中区山下町151-3
売上高 約25億円（今年度見込み）
社員数 25名
URL <http://www.artchinatown.jp/>

THE STRATEGIC MANAGER 2018.11

TKC会員の活動を世の中に浸透させるため 商工中金の「対話型当座貸越（無保証）」を推進していきます

TKC全国会中小企業支援委員会 委員長 増山英和

背景

平成30年7月13日に石川県金沢市で開催された第45回TKC全国役員大会の全体研修会・基調講演において、金融庁長官の遠藤俊英氏（当時・監督局長）は、「短期継続融資」の活用を期待を示されました。その中で、多くの中小企業が、運転資金であっても長期融資で契約し、元本部分について約定弁済の負担を抱えることにより、経営上のプレッシャーが増加していると分析しています。

現在、金融庁と中小企業庁は、商工組合中央金庫（以下、商工中金）に「短期継続融資」普及のフロントランナーになることを期待しており、11月1日から商工中金が取り扱いを開始した、TKC全国会との提携商品「対話型当座貸越（無保証）」は、その取り組みの一つとして位置づけられています。当商品の活用によって、中小企業の資金繰りが改善し、設備投資等の前向きな取り組みが増加することが望まれます。

推進の目的

「対話型当座貸越（無保証）」は、「日本の中小企業の資金繰りを最適化」するために、商工中金がTKC全国会と連携し開発した戦略的な商品です。月次巡回監査に基づく信頼性の高い財務情報をタイムリーに提供できる「TKCモニターング情報サービス」の活用を前提としています（商品の詳細は次頁以降に掲載）。

この商品を活用、推進することで、決算書の信頼性を高める月次巡回監査、書面添付の推進など、TKC会員の活動を世の中に浸透させることを目的とします。

関与先企業への訴求ポイント

- (1) 商品申込の条件をクリアできている場合、当座貸越契約を締結しておくことで、急な資金調達の際、商工中金の支店に伝票を提出するだけで資金調達が可能となります。※印紙不要
- (2) 長期借入金で調達している運転資金を

約定弁済が不要な短期継続融資に切り替えることで、資金繰りが安定します。

(3) 個人保証を不要とする商品のため、将来の事業承継に備えることができます。

(4) 毎年、関与先企業・TKC会員・商工中金による3者面談により事業概況及び見通しについての対話が行われるため、緊張感を持った経営に臨むことができ、商工中金からの他の支援の可能性も高まります。

商工中金は、本年10月18日に公表された中期経営計画で、資金調達に不安を抱え前向きな投資など本業に専念できない企業に対する、財務構造の改善支援に重点的に取り組む方針を打ち出しています。

「対話型当座貸越（無保証）」は、年商や業種を問わず、資金繰りに不安のある経営者に、安心してお申込みいただくことができます。さらに、TKC会員事務所が実践している巡回監査・KFSが融資につながる画期的な商品でもありますので、積極的な活用をお願いします。

中金
から
商工

TKC全国会提携商品 「対話型当座貸越（無保証）」の取り扱いを開始しました

株式会社商工組合中央金庫 業務企画部

11月1日から、TKC全国会提携商品「対話型当座貸越（無保証）」の取り扱いを開始しました。当商品は、「TKCモニタリング情報サービス」の活用を前提とした中小企業との「対話」を重視しており、事業性評価を起点とする中小企業の金融支援のあり方を模索した新たな商品です。また、事業承継の妨げとなり得る個人保証（経営者保証）を不要とすることで事業承継を後押しすることにもつながります。TKC会員の皆さまに商品創設の趣旨をご理解いただきたく、ここに紹介させていただきます。

1. 趣旨、背景

当金庫は、中小企業専門金融機関としての実績とノウハウや国内外のネットワークを活かし、中小企業の経営課題解決に向けた事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行い、中小企業の持続的成長支援に取り組んでいます。また、その一環として、貸出先企業の事業の理解を深め、担保や経営者保証に依存しない貸出の推進を図っています。

こうした取り組みを加速させるために、TKC会員が関与された良質で信頼性の高い情報を、「TKCモニタリング情報サービス（11月1日現在利用1,385社）」によりスピーディーかつ効率的にご提供いただき、情報の非対称性を解消した上で、関与先企業、TKC会員、商工中金の3者で充実した対話を図っていくことが非常に有効であると考えております。

2. 商品の特長

以上を踏まえ、当金庫ではTKC会員の関与先企業に対して、「TKCモニタリング情報サービス」を活用し、TKC会員との協働により中小企業者への支援を図ることを趣旨とする、貴会との提携商品を設けさせていただきました。

- (1) 関与先企業があらかじめ「当座貸越」契約を締結いただいていることで、資金が必要な場合には、簡易な手続き（支店への伝票提出のみ）で調達が可能となります。
- (2) 個人保証は、不要です。

信頼性の高い情報（書面添付、中小会計要領、「記帳適時性証明書」）を提供することや、3者面談を実施することを踏まえ、経営者保証ガイドラインに則した対応をいたします。

- (3) 貸越枠設定のための3者面談を必須としています（年1回）。
- (4) 業況が思わしくない場合には、継続MASシステムを利用した経営改善計画書を提出いただきます。

【ご参考】当座貸越とは

当座貸越は、証書貸付・手形貸付・手形割引と共に、金融機関が提供する融資形態の一つです。資金使途が限定されず、金融機関にとってはリスクが高いことから、審査が厳しく法人向け融資形態としては難易度が高いと言われています。当座貸越には2種類あります。

① 「一般当座貸越」預金の残高を超えて利用することができる契約（残高がマイナス）

② 「専用当座貸越」極度額を設定し、その範囲内で反復した借入や返済が可能な契約

今回、商工中金が提供する商品は「専用当座貸越」です。

3. 対象企業

次の基準をすべて満たす法人が申込み可能です。

(1) T K C 会員となつて3年以上経過している会員が2年以上巡回監査を実施していること

(2) 「T K C モニタリング情報サービス」で次の帳表を提出できること

決算書等提供サービスの基本帳表、中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書（直近決算期の「◎」が6個以上）、税理士法33条の2第1項に規定する添付書面、月次試算表提供サービスの基本帳表（半期毎以上）

(3) 直近決算期が経常黒字かつ資産超過であること、または、継続M A S システムで作成した経営改善計画を提出できること

※本商品利用期間中は、次の条件を満たす必要があります。

・「T K C モニタリング情報サービス」により前記(2)の帳表を提出すること

・中小企業、T K C 会員、商工中金の3者が、事業の概況及び見通しについて対話（会議）を行うこと（年1回）

・2期連続経常赤字または債務超過となった場合、継続M A S システムにより作成した経営改善計画を提出すること

4. 利用フロー

(1) 申込時

① 関与先企業から、T K C 会員事務所へ利用申込みの意思を伝えます（T K C 会員事務所では利用条件の具備を確認します）。

② 関与先企業が借入申込書の必要事項を記入し、必要書類と共に会員事務所へ提出します。会員事務所では、借入申込書の確認事項を記載の上、最寄りの支店に申込みします（郵送も可）。

③ 商工中金による審査の後、関与先企業と「当座貸越」契約手続き（このときに極度額を設定）を各支店で実施します。

契約に際しては商工中金に出資いただいている中小企業団体（事業協同組合等）に加入されていることが必要となります。加入されていない場合には、中小企業団体をご案内いたします。また、商工中金に預金口座を持たない場合は新規開設手続きも行います。

なお、審査の結果によってはご契約できない場合もございます。

(2) 利用時

① 関与先企業は資金調達が必要な際に、専用伝票を最寄りの支店に提出（来店、郵送、F A X のいずれか）します。専用伝票には、伝票を支店に提出する日の翌営業日以降の「借入希望日」、借入希望日から1年以内の「返済予定日」、極度額の範囲内の「借入額」を記入し

ます。

② 借入希望日に口座へ、金利分を差し引かれた金額が入金されます（金利は金額・返済期間によって計算）。

③ 申込時に指定した返済予定日に口座から返済分の金額が引き落とされます（返済予定日に再度伝票を作成し、新たな借入を行うことで短期継続融資として活用可能）。

(3) 決算後

申込みの条件となっている3者面談を、毎年、「T K C モニタリング情報サービス」で提供された資料等を基に実施し、事業の概況及び見通しについての対話をを行います。

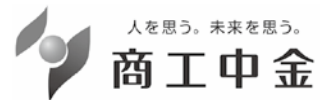
5. 結び

商工中金は中小企業専門の金融機関として、中小企業の持続的な成長を応援してまいりたいと考えており、目指すべき方向はT K C 会員の皆さまと一致しております。

この度、T K C 全国会のご協力のもと、T K C 会員の皆さまと協働して、中小企業の経営課題の共有・解決に取り組みつつ、金融面をサポートする商品を創設できたことを感謝しております。

専用当座貸越、個人保証を不要とするなど、メリットのある商品ですので、ご検討の際は最寄り支店にご相談ください！

～ TKC会員の皆さまへ～



TKC全国会提携商品「対話型当座貸越（無保証）」

- TKC会員と商工中金の協働により、中小企業の経営課題の共有、解決に取り組みつつ、金融面をサポートする提携商品をご案内いたします。
- ご融資形態は、極度額の範囲で必要資金にスピーディーにご活用いただける、当座貸越（ご融資専用の当貸貸越）としています。
- また、経営者保証については、「TKCモニタリング情報サービス」により信頼性の高い財務情報をご提供頂くことや、中小企業、TKC会員、商工中金の3者での対話を要件としていることにより、中小企業との情報の非対称性が解消できることを踏まえ、不要としています。

お申込み頂ける方	<p>以下①～③全ての要件を満たす法人</p> <p>①TKC会員となって3年以上経過している会員が2年以上巡回監査を実施していること</p> <p>②「TKCモニタリング情報サービス」により以下の帳表を全てご提出頂けること</p> <p><決算書等提供サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本帳表 ・オプション帳表 ✓ 中小会計要領チェックリスト ✓ 記帳適時性証明書（直近決算期の「◎」が6個以上） ✓ 税理士法33条の2第1項に規定する添付書面 <p><月次試算表提供サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本帳表（半期毎以上） <p>③直近決算期が経常黒字かつ資産超過であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③に非該当であっても、継続MASにより作成した経営改善計画をご提出頂く場合は、お申込み可能です（①・②を満たす必要がございます）。
ご利用期間中の要件	<p>本商品ご利用期間中は、以下の事項を満たして頂く必要がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「TKCモニタリング情報サービス」により上記（②）の帳表をご提供頂くこと ・企業、TKC会員、商工中金の3者が、事業概況及び今後の見通しについて対話（会議）を行うこと（年1回） ・2期連続経常赤字、または債務超過となった場合、継続MASにより作成した経営改善計画をご提出頂くこと（計画を基に改善見通しについて協議させていただきます）
ご融資形態	<p>当座貸越</p> <p>※ご融資専用の極度枠を開設し、資金需要発生時には借入申込書をご提出頂くことで、資金を預金口座に入金致します。</p>
ご返済方法	<p>随時ご返済可能</p>
資金使途	<p>事業上必要な短期運転資金</p>
ご融資金額	<p>極度10百万円以上30百万円以内</p> <p>ただし直近決算期の平均月商の2倍を上限とさせていただきます。</p>
利率	<p>個別にご相談させていただきます。</p>
担保	<p>無担保</p> <p>※本商品以外でご融資させて頂く場合には、必要となる場合がございます。</p>
保証人	<p>個人保証・・・なし（経営者保証も不要です）</p> <p>※TKC会員からご提供頂く財務データの信頼性が高いことや、一定のモニタリングをご利用要件としていることから、「経営者保証に関するガイドライン」に則した対応とし、本商品について個人保証なしとするものです。</p> <p>法人保証・・・関係会社等が必要となる場合がございます。</p>

- ☑ 本資料は商品のご案内を目的としたものであり、商工中金からの融資をお約束するものではありません。
- ☑ 商工中金からの融資を受けるには所定の審査が必要です。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

平成31年1月8日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	5,363	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	1,663	332
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	1,839	408
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	1,431	213
3 リソナ銀行	大阪府	平成29年10月	686	94
4 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	675	152
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	1,835	500
2 足利銀行	栃木県	平成28年10月	1,114	161
3 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,106	216
4 中国銀行	岡山県	平成28年12月	1,028	170
5 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	858	138
6 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	828	129
7 広島銀行	広島県	平成28年11月	814	117
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	796	189
9 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	748	82
10 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	643	79
11 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	613	78
12 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	603	104
13 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	579	64
14 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	569	77
15 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	566	85
16 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	547	128
17 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	543	57
18 京都銀行	京都府	平成30年 7月	529	77
19 百五銀行	三重県	平成28年10月	514	93
20 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	508	200
21 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	452	77
22 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	435	88
23 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	433	52
24 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	431	69
25 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	431	72
26 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	429	74
27 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	428	100
28 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	428	88
29 北國銀行	石川県	平成28年11月	422	110
30 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	418	70
31 山形銀行	山形県	平成29年 8月	409	107
32 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	399	64
33 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	380	57
34 百十四銀行	香川県	平成28年12月	379	45
35 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	372	48
36 中京銀行	愛知県	平成28年10月	364	120
37 山口銀行	山口県	平成28年11月	345	58
38 第三銀行	三重県	平成28年10月	333	71
39 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	330	38
40 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	307	42
41 東和銀行	群馬県	平成28年10月	301	61
42 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	295	25
43 大東銀行	福島県	平成29年 2月	292	43
44 愛媛銀行	愛媛県	平成28年11月	282	21
45 きらやか銀行	山形県	平成28年11月	281	67
46 四国銀行	高知県	平成29年 7月	280	39
47 北越銀行	新潟県	平成30年 6月	273	44
48 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	272	35
49 大光銀行	新潟県	平成29年 6月	262	45
50 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	248	69
上記以外の地銀・第二地銀 計			6,703	1,219

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松信用金庫	静岡県	平成29年 1月	863	242
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	605	105
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	528	99
4 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	494	88
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	459	60
6 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 6月	429	154
7 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	408	52
8 磐田信用金庫	静岡県	平成28年10月	385	101
9 島田信用金庫	静岡県	平成28年10月	378	189
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	378	101
11 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	352	61
12 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	339	69
13 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	338	70
14 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	337	92
15 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	329	63
16 焼津信用金庫	静岡県	平成29年 5月	326	143
17 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	320	51
18 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	316	67
19 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	311	28
20 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	301	118
21 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	277	25
22 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	273	22
23 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	271	30
24 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 3月	267	81
25 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	255	21
26 飯田信用金庫	長野県	平成29年 1月	253	94
27 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	230	14
28 東濃信用金庫	岐阜県	平成28年10月	217	49
29 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	205	27
30 福島信用金庫	福島県	平成28年12月	191	31
上記以外の信用金庫 計			10,731	2,210

【信用組合】(上位5組合)				
1 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	214	21
2 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	189	103
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	97	9
4 益田信用組合	岐阜県	平成28年10月	93	9
5 君津信用組合	千葉県	平成28年12月	86	62
上記以外の信用組合 計			1,275	261

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	381	222
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	272	67
3 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	160	36
4 栃木県信用保証協会	栃木県	平成30年 8月	146	41
5 名古屋信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	132	37
上記以外の信用保証協会 計			482	122

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	8	6	11,657	1,761
2 地銀・第二地銀	104	96	32,755	5,862
3 信用金庫	261	219	21,366	4,557
4 信用組合	134	45	1,954	465
5 信用保証協会	51	22	1,573	525
6 その他	-	1	4	2
7 合計	558	389	69,309	13,172

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(389機関)

平成31年1月11日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
空知商工信用組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合

相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
道南うみ街信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
館林信用金庫
しのかめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東榮信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫

■ 西武信用金庫

城南信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行

神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新潟縣信用組合
協栄信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
さわやか信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野信用金庫
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫

高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
静岡信用金庫
静岡信用金庫
浜松信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田信用金庫
磐田信用金庫
焼津信用金庫
掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

中京銀行
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
東春信用金庫
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
三重信用金庫
桑名信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

近畿大阪銀行
池田泉州銀行
関西アーバン銀行
大正銀行
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
兵庫信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県

新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
日生信用金庫
備前信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.12

発行日 平成31年1月18日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・中山